



松総行第117号

令和4年8月3日

松本市議会議長 芝山 稔 様

松本市長 臥雲 義尚



議会からの政策提言への対応方針について

貴市議会から令和4年5月12日付け松議第41号により政策提言のありました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1 政策提言事項

ヤングケアラー支援に関する提言（厚生委員会）

2 政策提言への対応方針

別添のとおり

政策提言への対応方針

1 ヤングケアラー支援に関する提言書（厚生委員会）

提言事項の要旨	現状及び対応方針
<p>(1) 施策推進の前提となる適切な実態調査の実施 子ども自身へのアンケート調査を含む適切な実態調査の実施が必要です。</p>	<p>(1) 担当課 こども部こども福祉課</p> <p>(2) 現状 令和3年11月から12月まで、庁内関係各課及び市内小・中学校に対し予備的調査を行いました。</p> <p>(3) 対応方針 子ども自身へのアンケート調査については、県及び教育委員会と連携を図りながら令和4年度中に実態把握ができるよう、実施について検討します。</p>
<p>(2) 民生委員・児童委員協議会への周知啓発 ヤングケアラーの早期発見・把握のため、地区民生委員・児童委員協議会への周知啓発の実施が必要です。</p>	<p>(1) 担当課 こども部こども福祉課 健康福祉部福祉政策課 高齢福祉課 障がい福祉課</p> <p>(2) 現状 令和3年11月に広報まつもとに記事を掲載しましたが、民生委員・児童委員協議会への周知は未実施です。</p> <p>(3) 対応方針 ア 各地区民生委員・児童委員協議会及び主任児童委員会への研修を、それぞれ実施します。 イ 民生委員・児童委員協議会以外への周知啓発として、令和4年8月を目途に介護支援専門員への研修を行う他、障がい福祉分野への周知啓発についても順次実施できるよう関係課と調整を行います。</p>

提言事項の要旨	現状及び対応方針
<p>(3) 要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用した多分野連携強化の仕組みづくり</p> <p>学校の教員が直接行政の福祉担当職員に相談できる仕組みが必要です。</p>	<p>(1) 担当課</p> <p>こども部こども福祉課 こども育成課 保育課 教育委員会学校教育課</p> <p>(2) 現状</p> <p>ア 令和3年8月から、要保護児童対策地域協議会での情報共有にヤングケアラーを追加しました。</p> <p>イ 虐待事案については、現在も担当課が学校からの相談を受け付けています。</p> <p>ウ 要保護児童対策地域協議会の実務者で協議することを確認しました。</p> <p>(3) 対応方針</p> <p>ア 学校を含めた多分野連携の在り方について関係機関と協議を行い、令和4年度末を目途に実施方法を定めます。</p> <p>イ スクールソーシャルワーカーが事案を把握して、福祉担当職員につなぐ仕組みを構築します。</p>

提言事項の要旨	現状及び対応方針
<p>(4) 必要な情報にアクセス・相談しやすい環境づくり</p> <p>多分野にわたる課題があり、必要な情報にアクセスしにくい現状です。</p> <p>「こころの鈴」でヤングケアラーの相談にも対応できるようにすることが必要です。</p>	<p>(1) 担当課 こども部こども福祉課 こども育成課 教育委員会学校教育課</p> <p>(2) 現状 こども福祉課や「こころの鈴」で、ヤングケアラーに関する相談も受けていますが、特化した窓口はありません。</p> <p>(3) 対応方針 ア 「こころの鈴」相談員等への研修を実施するとともに、子ども達への周知を行います。 イ 訪問事業等具体的な支援策について、検討します。 ウ スクールソーシャルワーカーとの連携体制を整備します。</p>
<p>(5) 客観的な評価基準の整備と共有化</p> <p>子どもが担っているケアの内容が、権利を侵害するような内容か、高度な判断が個別に必要です。</p> <p>厚生労働省のアセスメントシート等を導入するなど、関係機関で評価基準を共有化することが必要です。</p>	<p>(1) 担当課 こども部こども福祉課</p> <p>(2) 現状 アセスメントシートは未導入であり、評価基準を含め検討中です。</p> <p>(3) 対応方針 関係機関で項目を検討し、要保護児童対策地域協議会を通じてアセスメントシートを含む基準の共有化について協議を行い、令和4年度末までに具体的な方法を定めます。</p>